

全国医学部長病院長会議の支援組織としての立場
大学病院の医療事故対策委員会

医療法の改正に伴う医療事故調査制度において、全国医学部長病院長会議(以下、本会議)は支援団体としての認定を行政から受けています。その支援の項目は表1に示す通りです。そこで、これらの項目について本会議の考え方を述べます。

既に、本会議は、診療に関連した有害事象に関する調査のあり方など、会員病院に有意なメッセージを発信してきました。そこでは、事故の調査とは、医療のあり方そのものとして我々の職務の延長上に作業するところであって、これは院内の医療者が職業倫理に則る自律の一環との位置付けです。すなわち、調査の基本は院内における事故調査です。例えば、今回の法令にて支援組織に求めるべき支援には様々な態様のものがあり、外部委員を入れることに限定されると解釈するものではないと考えるなどです。外部委員は医学的な理由によって必要なら外部委員として招聘すればよいと考えます。

以上により表1に示すa)以下は次の通りです。

a)医療事故調査制度全般に関する相談

第三者機関や支援組織とは何か、また警察への届け出は如何などと、医療機関が医療事故に関連すると思う可能性について、かなり広範な質疑が考えられます。

b) 医療事故の判断に関する相談

法令の示す判断基準は、概ね「1.医療に起因する、2.管理者が予期しなかった」の両者が満たされることです。医療事故調査制度ガイドライン(別紙)に則って答えることとなります。

c)調査に関する支援等

ここでは①調査手法に関する支援等、②報告書作成に関する支援等に対応することになります。前述したように本会議は、診療に関連した有害事象とその調査についてなどの有意なメッセージを発信してきました。そのなかで c)に書かれた作業などは、地域医療の一環とみなすべきとしています。つまり、医療機関が支援を求めるなら、都道府県医師会が支援組織となって、それと地域の大学病院が連携するというものです。従って、もし本会議の会員病院が c)①②を本会議に求めるなら(勿論、a)b)についても)、言わば「地域で結集できる知恵」以上を求めていると考えます。事例ごとに対応することになるかと思えます。

本会議が支援組織として機能すべき場合は本会議の会員病院からの相談を基本としたく思います。会員以外は都道府県医師会との相談が筋であると考えますが、やはり事例ごとに対応することになるかと思えます。

会員病院はまず本会議事務局に連絡をお入れ下さいますようお願いいたします。その後、事務局から大学病院の医療事故対策委員会へと情報が流されます。

平成27年11月20日

表1：全国医学部長病院長会議が支援団体として支援する内容(○の付いた項目)

a) 医療事故調査制度全般に関する相談	○
b) 医療事故の判断に関する相談	○
c) 調査に関する支援等	
(助言)	
① 調査手法に関する事	○
② 報告書作成に関する事 (医療事故に関する情報の収集・整理、報告書の記載方法など)	○
③ 院内事故調査委員会の設置・運営に関する事 (委員会の開催など)	
(技術的支援)	
④ 解剖に関する支援 (施設・設備等の提供を含む)	
⑤ 死亡時画像診断の支援 (施設・設備等の提供を含む)	
⑥ 院内調査に関わる専門家の派遣	